

大規模事故編

第 6 部 大規模事故応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 方針

東大和市地域防災計画は、災対法第42条に基づき東大和市防災会議が作成する計画で、地震災害や風水害等の自然災害に備え、必要な防災活動を定めたものである。しかしながら、近年の社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故に対しても市の対応が求められている。そこで、大規模事故に対する応急対策等を充実強化するために大規模事故対策計画を策定し、大規模事故災害に対する措置を定めることにより、市民等の生命・身体・財産を守ることを目指す。

第2節 対象とする災害

当市で発生することが想定される大規模事故を①航空機事故、②鉄道事故、③危険物事故、④放射線物質事故、⑤火山噴火の5種類とし、これらの対策をあらかじめ定める。また、それ以外の災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を準用するものとする。

第2章 航空機事故対策

第1節 目的

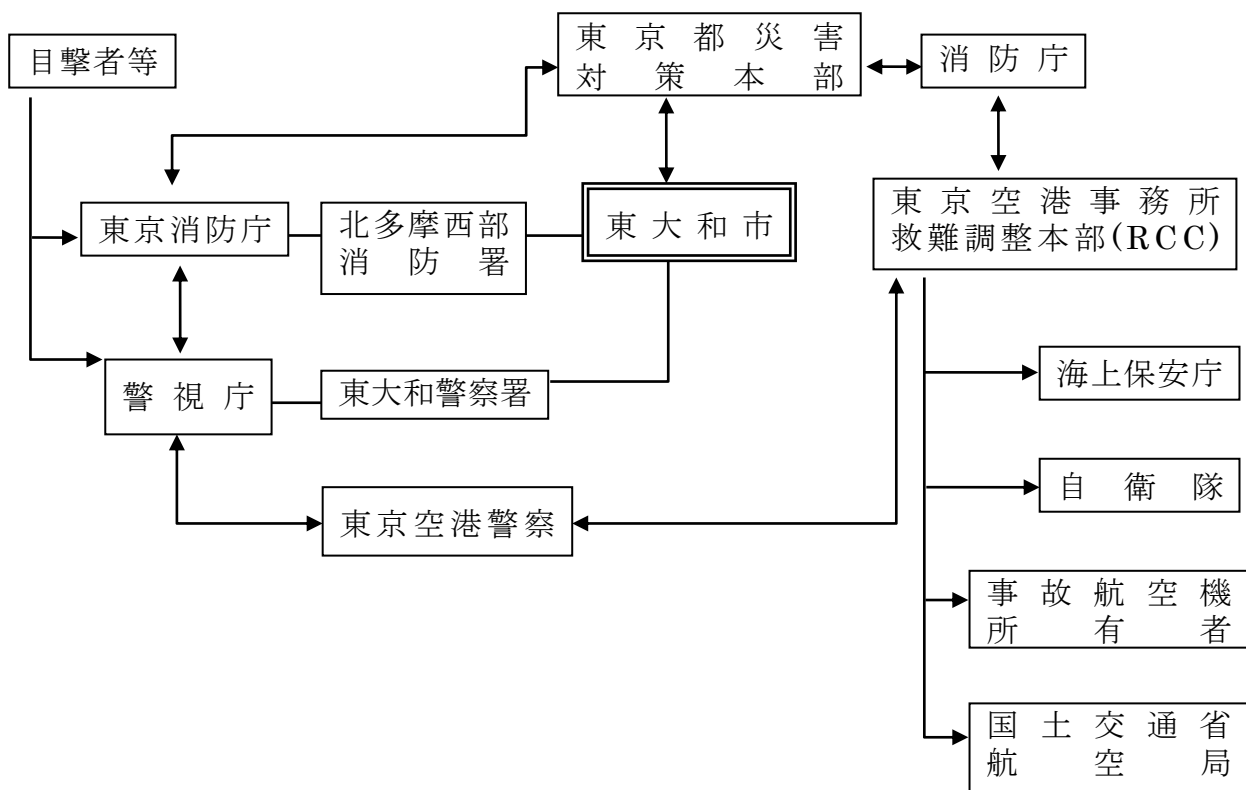
市上空は自衛隊機等が日常的に通過している。本章は、市及び市周辺での航空機事故等を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2節 予防対策

1 情報の収集・伝達 【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・都】

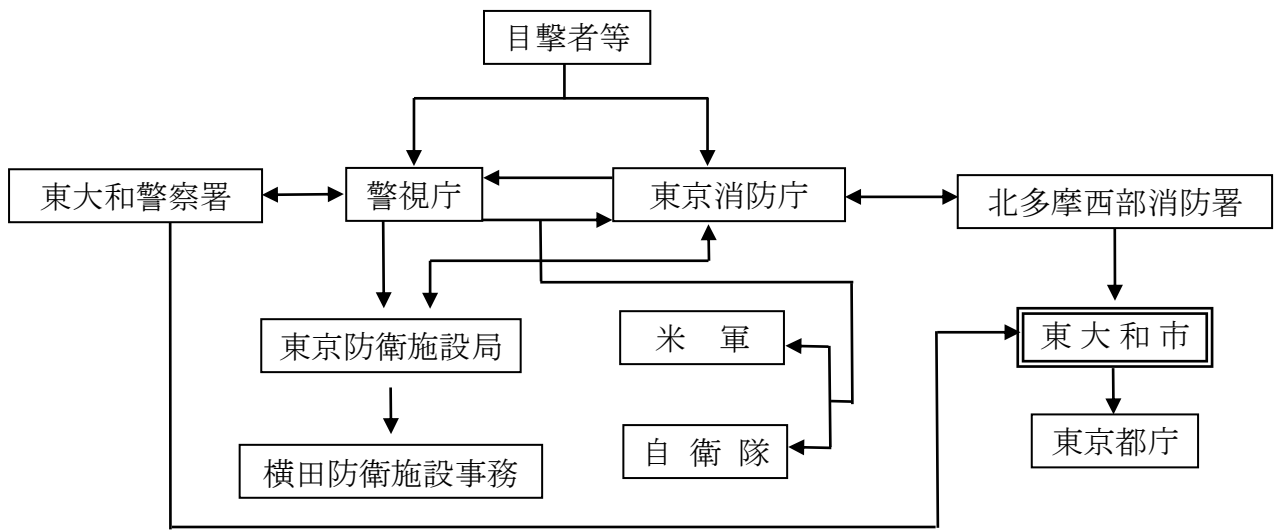
当市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生を目撃通報を受けたときは、次の「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報するものとする。

1-1 民間航空機事故発生時の連絡

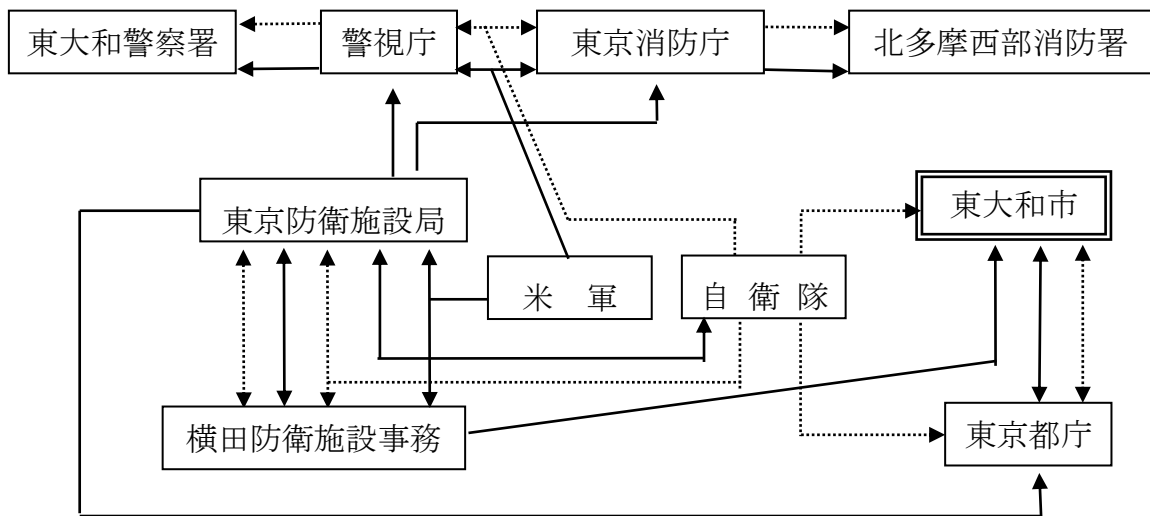


1-2 自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

〈目撃者等からの通報経路〉



〈米軍又は自衛隊からの通報経路〉



凡	例
—————	米軍航空機事故に係る通報経路
.....	自衛隊航空機事故に係る通報経路

1-3 連絡事項

事故発生時の通報は、次の事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故の発生日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

第3節 応急活動対策 【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・都】

1 機関活動体制

主体名	対策内容
北多摩西部 消防署	(1)活動方針 広域災害又は局地的大災害による多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力体制を確保し、迅速な救助救急活動を行う。
東大和警察署	(2)活動態勢・内容 活動態勢及び内容については、第2部第3章第5節応急対策1-2「救助・救急活動態勢等」の定めるところによる。

2. 事故別の救援活動分担

2-1 民間機事故

No.	区分	活動内容	警察	消防	都	市
1	負傷者救援	① 救援活動 ② 救急病院の引受確認 ③ その他（転院等）	○	◎	○	○
2	現場対策	① 消火活動 ② 警戒区域の設定 ③ 立入制限、交通整理 ④ 現場保存 ⑤ 連絡所の設置 ⑥ 通信輸送	○	◎		○
3	財産被災者救援	① 財産保護・警備 ② 仮住宅のあっせん提供 ③ 生活必需品の支給	◎		○	◎
備考		(注) ◎は主務機関を示す。 ○は主務機関への援助協力機関を示す。				

2-2 自衛隊機事故

No.	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	市	施設局
1	負傷者救援	① 救援活動 ② 救急病院の引受確認 ③ その他（転院等）	○	◎	○	○	○	
2	現場対策	① 消火活動 ② 警戒区域の設定 ③ 立入制限、交通整理 ④ 現場保存 ⑤ 連絡所の設置 ⑥ 通信輸送	○	◎	○		○	
3	財産被災者救援	① 財産保護・警備 ② 仮住宅のあっせん提供 ③ 生活必需品の支給	◎		○	○	○	
備考		(注) ◎は主務機関を示す。 ○は主務機関への援助協力機関を示す。						

2-3 米軍機事故

No.	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	市	施設局
1	負傷者救援	① 救援活動 ② 救急病院の引受確認 ③ その他（転院等）	○	◎	○	○	○	○
2	現場対策	① 消火活動 ② 警戒区域の設定 ③ 立入制限、交通整理 ④ 現場保存 ⑤ 連絡所の設置 ⑥ 通信輸送	○	◎	○		○	
3	財産被災者救援	① 財産保護・警備 ② 仮住宅のあっせん提供 ③ 生活必需品の支給	◎			○	○	◎
備考		航空機事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省の間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 (注) ◎は主務機関を示す。 ○は主務機関への援助協力機関を示す。						

第3章 鉄道事故対策

第1節 目的

市内に乗り入れている鉄道には1日およそ10万人もの人が乗降しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。

平成17年4月に発生したJR西日本の福知山線脱線事故では、死者107名、負傷者549名という大きな被害が出ているように、これらの過密な鉄道で一度事故が起これば大惨事になる可能性がある。

本章は、市及び市周辺での列車の衝突、脱線等の鉄道事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2節 予防対策

情報の収集・伝達

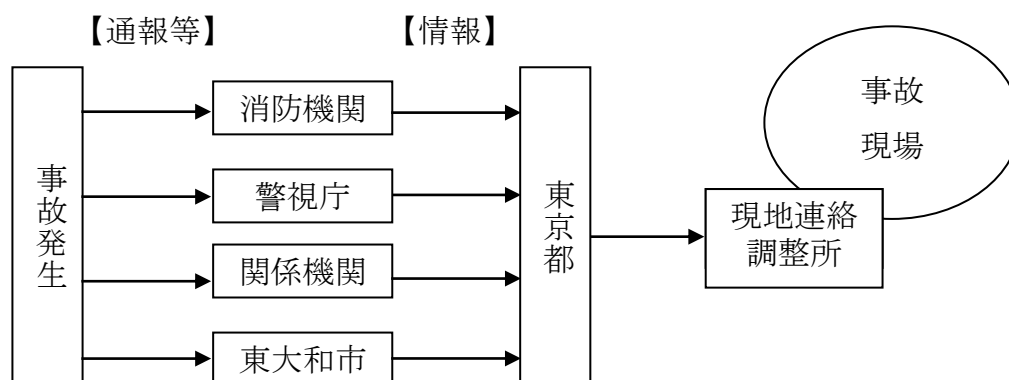
【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・都・西武鉄道・多摩都市モノレール】

事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

(1) 鉄道事故発生時の情報連絡体制

事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、鉄道事故災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に被害状況等の情報入手に努める。伝達系統としては、その状況下において最も適した手段により行う。

鉄道事故等に係る通報経路図



(2) 連絡事項

事故発生時の通報は、次の事項について行うものとする。

- ① 事故の種類
- ② 事故の発生日時、場所
- ③ その他必要事項

第3節 応急活動対策

応急活動対策

【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・消防団・西武鉄道・多摩都市モノレール】

(1) 住民対応

- ① 避難所は災害現場から安全な距離を取り、開設する。
- ② 事故状況等の情報は、積極的に公表する。

(2) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

(3) 消防団活動

市内で事故により火災が発生した場合には、消火救助活動にあたりとともに消防署隊の後方支援にあたる。

(4) 事故対応に関する各種応急活動

大規模事故対応において必要となる各種応急活動は、「第2部 施策ごとの具体的計画」における各種活動計画に準ずるものとする。

第4章 危険物事故対策

第2部第3章第5節3「危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置」を準用する。

第5章 放射性物質対策

第1節 目的

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合においても、市は市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約230km離れている本市においても様々な影響を受けたことから、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、迅速・的確な情報提供等が必要である。

市は、関係機関との連携のもと、市民への情報提供、保健医療活動、放射性物質への対応を行う。

第2節 予防対策

主体名	対策内容
市	国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。

第3節 応急・復旧対策

主体名	対策内容
市	<p>1 市民への情報提供 市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページ等により市民に公表・周知する。</p> <p>2 放射性物質への対応 (1) 除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。 (2) 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難勧告等の措置を実施する。</p> <p>3 保健医療活動 市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。 (1) 健康相談に関する窓口の設置等 (2) 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定</p>
都水道局	<p>1 浄水場等の原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。</p> <p>2 災害時給水ステーション（給水拠点）においては、清浄な水を確保する。</p>
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供を行う。

第6章 火山噴火灰対策

第1節 目的

富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され当市にも降灰する可能性があり、東京都地域防災計画（火山編）によれば、2cm～10cm程度の堆積が予想されている。

そのため、市では東京都地域防災計画（火山編）に則した対策を行うことで、市民の生命や健康の安全確保を図る。

第2節 予防対策

主体名	対策内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。 2 職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行われるよう、体制整備を図る。
市民	<ol style="list-style-type: none"> 1 日頃から報道機関、都、市等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。 2 マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。 3 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 4 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。 5 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。 6 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 7 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。 8 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第3節 応急・復旧対策

1 情報収集・伝達

主体名	対策内容
市	降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

2 降灰除去等

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

主体名	対策内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。 2 宅地の降灰について以下の対策を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 降灰予報及びその他火山情報の把握 (2) 宅地の降灰運搬 (3) 収集した降灰の処分 (4) 測定 (5) 被害額の算定及び報告 3 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 4 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。